

<従業員教育にお役立てください>

保安係員講習は 保安教育にご利用いただけます



第一種製造者である事業所では、高圧ガス保安法に基づき、保安係員に選任された従業員に対して定期的に講習を受けさせなければなりません。

また、従業員の皆様に対する保安教育計画を定め、これを忠実に実行することも求められています。

高圧ガス保安協会は、保安係員を対象とした法定講習を実施していますが、この内容は、事業所で役立つ設備管理、災害防止のための安全管理、法令動向や事故事例の紹介など、実施時期にマッチした内容を選定しています。

したがって、現職の保安係員だけでなく、保安係員の代理者、将来、保安係員に着任してほしい方々に受けていただくことは、個人的な保安意識を高められるだけでなく、受講後に事業所で情報を共有することにより、保安レベルの改善につながるものと考えています。

今回、添付しました講習のご案内のとおり開催いたしますので、是非、この機会に従業員の皆様に対する教育の一環として、受講をお考えいただければと存じます。



平成29年度
高圧ガス保安活動促進週間ポスター
デザイン